

山梨県介護職員処遇改善加算取得促進事業実施要綱

1 事業目的

いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（平成37）年には、介護職員は現在の1.5倍以上要と推計され、その賃金については他職種・他産業と比較して未だ低い傾向にあり、労働環境の厳しさなどから離職率が高くなるなど、介護人材の確保は困難な状況にあるが、平成29年4月1日に介護職員処遇改善加算における報酬改定が行われ、また令和元年10月の報酬改定で介護職員等特定処遇改善加算が新設されたことから、県内の介護サービス事業所への周知や当該加算の取得に係る助言等を行い、各事業所における当該加算取得を促進することにより、介護職員の昇給や評価を含めた賃金制度の整備を図り介護職員の賃金を向上させ、介護人材の確保と定着を図り、もって介護サービスの適正な提供及び質の向上に資することを目的とする。

2 事業対象

県内の介護サービス事業所のうち、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「介護職員処遇改善加算等」と言う。）を算定できるサービス提供事業所を対象に研修等を実施し、介護職員処遇改善加算等を算定していない事業所を対象に、個別訪問等を実施する。

3 事業内容

(1) 研修等の実施

県内の介護職員処遇改善加算等を取得できるサービス提供事業所を対象に、介護職員処遇改善加算の取得方法等についての研修会等を行う。

(2) 個別訪問等の実施

県内の介護職員処遇改善加算等を算定していない事業所、を訪問し、現状の聴取を行い、煩雑とされる加算取得に係る事務について助言を行う (オンライン実施を含む)。

4 事業実施上の留意事項

(1) 管内における、サービス別、加算区分別の算定状況を踏まえ、重点的に支援する対象サービス及び事業所を設定し、計画的に支援すること。

(2) 小規模事業所に対しては、集団的な研修ではなく、個別訪問等の実施を積極的に実施すること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算については、全国平均の算定率が70%程度となっていることも踏まえ、積極的に支援すること。

5 事業期間

この事業の実施事業期間は、令和5年4月1日から令和5年度末までとする。

6 施行期日

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。